

建材 マンズリー

No.623

9

SEPTEMBER
2017

特集

今、「クリーンウッド法」が 動き出す

好木心

1989年ギネス認定の 「世界一長いベンチ」

注目企業を訪ねる

株式会社グリーンマウス



今、「クリーンウッド法」が動き出す

違法伐採と疑われる木材取引は、全世界で相当量に達しているともいわれている。違法伐採は、木材生産地の環境破壊にとどまらず、さまざまな問題を引き起こす。

ここ20年来、世界では違法伐採根絶のための対策が行われてきた。国として世界に先駆けて合法性証明のためのガイドライン(図1)を実施してきたわが国では、「グリーン購入法」の対象物品に中間物品等を加えた「木材等」について、それらを取り扱う大半の事業者が合法性の確認等を行うという形で「クリーンウッド法」*1が制定され、2017年5月から施行となった。合法的な木材の利用を進め、違法木材の流通を防ぐための促進法だ。今回の特集では、「クリーンウッド法」法制化の背景と目的、具体的な対応方法などについて紹介する。



「クリーンウッド法」の役割と今後の展開

合法木材の利用を民間にも拡大

日本はここ10年来、「グリーン購入法」の仕組みを用いて政府調達については合法木材使用が義務づけられてきました。丸太ベースで7割に合法証明書が付くなど、成果もかなり上がってきています。しかし、政府調達だけではいかせんマーケットが小さすぎます。欧米など諸外国では、民間取引も規制の対象にした、罰則を伴う法律ができています(図2)。世界で二番目の木材輸入大国の日本もきちんと法制化すべきだ、という声も強まってきました。

また、今までのガイドラインの取り組みは川上が中心となっていたので、一般消費者に近い川下の事業者まで合法材の流れが広がっていないという反省点もありました。そうした中、川上から川下まで木材を扱うすべての事業者が合法性の確認を行うことで、結果的に違法伐採木材を市場から排除することを旨とする「クリーンウッド法」が制定されたのです。

合法木材流通の太い流れを作る

「クリーンウッド法」は、参画する



農林水産省 林野庁林政部木材利用課 林業・木材産業情報分析官

内田 敏博氏

事業者の皆さんが合法性の連鎖を川下までつなげて、「合法伐採木材等の流通」の太い流れを作り上げること、そして消費者の皆様がそれをしっかりと使っていただくことがとても重要だと思えます。中でも、合法木材の流通をきちんと担う意思を持つ事業者には「登録木材関連事業者」に登録してもらい、この法律の牽引役になっていただきたいという期待があります。

日本の登録制度がどう動くかには、諸外国からも高い関心が寄せられています。欧米のような罰則規定がなくても合法木材の流通が当たり前前の社会が作り上げられるとしたら、これは一つの新しい試みになるかもしれません。

なお、現在のガイドラインや業界認定制度は非常にうま

図1. ガイドラインによる証明方法

- ① 森林認証制度およびCoC認証制度を活用した証明方法
- ② 森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て事業者が行う証明方法
- ③ 個別企業等の独自の取組による証明方法

「クリーンウッド法」施行の背景

違法伐採の問題点と諸外国の対策

く機能しているので、こうした仕組みは今後も上手に活用していくことがよいと思います。まず第一段階として、登録事業者の募集はこの秋に開始予定となっております。

	米 国	E U	豪 州	日 本
	レイシー法	E U木材規則	違法伐採禁止法	グリーンウッド法
施行年	2008年	2013年	2014年	2017年
対象者	木材の輸出入・売買・取引を行うすべての事業者	E U市場に最初に出荷する木材事業者	木材の輸入業者、国内生産丸太の加工業者	木材関連事業者
禁止事項	違法木材の輸出入・移送・売買・受取・入手	違法伐採木材のE U市場への出荷	違法伐採木材の輸入、国内の違法伐採木材の加工	違法木材かどうかの確認を行わないこと
義務行為	十分な注意義務に取り組む	リスクを最小限にするための然るべき注意を行う	リスクを最小限にするための然るべき注意を行う	木材等の合法性の確認を行うように努力する
罰則	あり	あり。詳細はEU加盟国で異なる	あり	なし

図3. 違法伐採に対する主な取組み

年	取組み
1992年	ITTO(国際熱帯木材機関)が持続可能な森林経営に向けた基準指標を作成
1993年	第三者が森林管理の評価・認証を行う「FSC(森林管理協議会)」の森林認証制度が誕生
1999年	各国の森林認証制度の承認を実行する国際統括組織「PEFC」が二つ目の森林認証制度として設立
2005年	G8グリーン・サミットにおいて、政府調達や貿易規則、木材生産国支援などの具体的行動に取り組むことに合意

違法伐採が引き起こす問題とは？ 違法伐採の疑いのある世界の木材取引は、2014年で63億ドル(約7000億円、「国際森林研究機関連合報告書」)に達すると報告されています。違法伐採が引き起こす問題は、森林が失われる環境破壊だけではなくありません。例えば違法な伐採によってもたらされる大量の木材流通により、市場価格は下落し、適正価格が維持されなくなり、これは持続可能な森林経営に対し、たいへん大きなダメージとなるのです。

さらに発展途上国では、国や州に入るはずの収入が減り、財政が厳しくなるという問題も起きています。また、住む場所を奪われた森に暮らす住民の人権侵害も重要な問題として指摘されています。

違法伐採に対する各国の具体的な取組みは？

発端は、1992年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際連合会議」



筑波大学 生命環境系 准教授

立花 敏氏

(地球サミット)でした。その後、いくつかの段階を経て(図3)、先進各国では規制のための法整備の足並みが揃ってきました。

諸外国の状況としては、欧州で木材規制による違法伐採対策が進んでいます。英国、オランダ、ベルギーが森林認証材の利用に目標を掲げて取り組み、英国で2008年、オランダでは2015年に80%に達しました。唯一違法伐採の存在を政府が認めているインドネシアも、先進国の協力もあり独自の認証制度を作っています。森林減少が著しかったフィリピンでは、国による植林プロジェクトにより、近年では森林面積が増えています。

「クリーンウッド法」への期待

今後の展開は？

まずは木材関連事業者の方々が広

く「登録木材関連事業者」になり、市場での合法木材のいっそうの利用を促し、持続可能な森林経営の一端を担っていくことが必要です。また、違法伐採のリスクが高い地域との対応も大きな課題の一つです。インドネシアやマレーシアなど、すでに違法伐採への取り組みを独自に進めている国もあり、そうした国々と協力し、より安全で違法性がない木材の輸入を促していくことが大切です。違法伐採への本格的な取り組みを、日本国全体が始めたことと表明が増えれば、木材産出国も対応せざるを得ないと思います。

今後は、違法伐採の心配のない国産材が、国内外で積極的に使われていくと思います。日本もドイツのように、木材輸出国となっていくのではないのでしょうか。すでに丸太はコスト面での国際的な格差は少なくなっています。課題は木材製品で、生産効率が低いためコスト高で競争力がありません。さらに製材工場の効率化を進め、生産コストを低くできれば、木材製品の輸出も可能です。日本の林業の将来は、明るい方向に向かっていると私は思っています。

*1 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」

「木材関連事業者」の取り組み方

合法伐採木材の調達を民間の木材利用にまで広げた新法「グリーンウッド法」の仕組みを解説する。また運用にあたっての留意事項を日本木材輸入協会専務理事の岡田清隆氏にコメントしていただいた。

「対象物品」と「対応すべき事業者」とは

合法的に伐採された木材かどうかの確認が必要となるのは、「グリーン購入法」の対象物品をベースに新たな品目を加えた「木材・家具・パルプ・紙・その他」。なおリサイクルされたものは除く*1。

「川上と川下では「合法性確認の方法」が異なる

第一種の事業者は、樹木の所有者や輸出業者など購入先から樹種や伐採地域などが記載された書類（納品書・通関書類など）と、合法伐採であることの証明書を提出してもらい、合法性を確認する。もし確認できない場合は、追加的措置として、追加情報の収集や流通経路の把握をして、再度合法性を確認する（図2）。

「コメント」

「国内外の木材生産者から直接買

は、木材原産国における伐採に関する法律・法令に順守しているか否かを合法性の基準としています。『合法木材ピラミッド』（図3）では、今回の法律は『違法伐採材ではない』という狭義の合法性に該当し、そこから広義の合法性へ基準の引き上げを目指しているのだと思います。

合法性を確認すべき範囲について、欧州の『EU木材規制』などでは川上の第一種に相当する事業者だけでなく、この新法では川下の第二種も対象範囲になります。ただし、第二種は「購入先が違法木材ではない」と記載した書類を確認するだけでよい」ということです。なお合法性が確認できなかった木材等でも流通は可能ですが、合法木材との分別管理が求められているため、扱うのはなかなか難しいといえます」

する書類などの内容で合法性を確認する。ただし未確認の場合でも、第二種は追加的措置をしなくてもよい。

合法性の確認に至らなかった木材等は、保管や出荷、加工などにおいて、合法性が確認できた木材等と分別して管理することが求められる。

「コメント」

「第一種の事業者が行う具体的な合法性確認方法の詳細はまだ明示されていません。追ってQ&Aなりガイドラインなりで周知されると思います。現在、まだ十分ではありませんが、林野庁が立ち上げた「クリーンウッド・ナビ」サイト*2に、新法の概要や国別の情報など、合法伐採木材に関する情報が掲載されています。

合法木材における問題は、何を求めて合法性を証明した材と見なすのか、という「合法性の定義」が、国際的にまだ確立していないことです。そこで『クリーンウッド法』で

「合法木材の業界団体認定制度」はそのまま継続

政府調達に関する「グリーン購入法」の基本方針に、2006年、木材合法性の基準が追加された。それに伴い、民間の「合法木材の業界団体認定制度」が作られ、現在、全国で150の木材関連団体が認定団体となっており、約1万2000社が「合法木

「業界団体による認定制度は10年以上の実績があり、皆さんが利用にも慣れ、業界にも根付いています。」

「コメント」

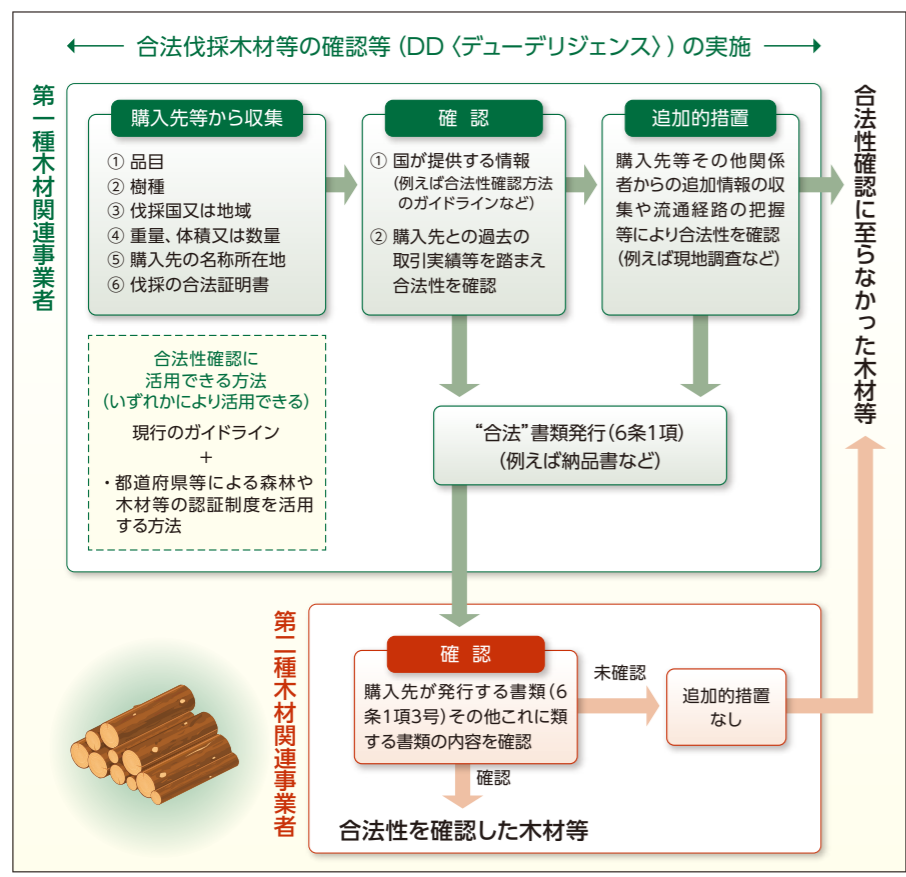
「業界団体による認定制度は10年以上の実績があり、皆さんが利用にも慣れ、業界にも根付いています。」

材供給事業者」として認定されている。法律には基づかない民間による取り組みだが、趣旨は新法と同じであるため、業界の認定制度も引き続き継続し、併用する形となっている。



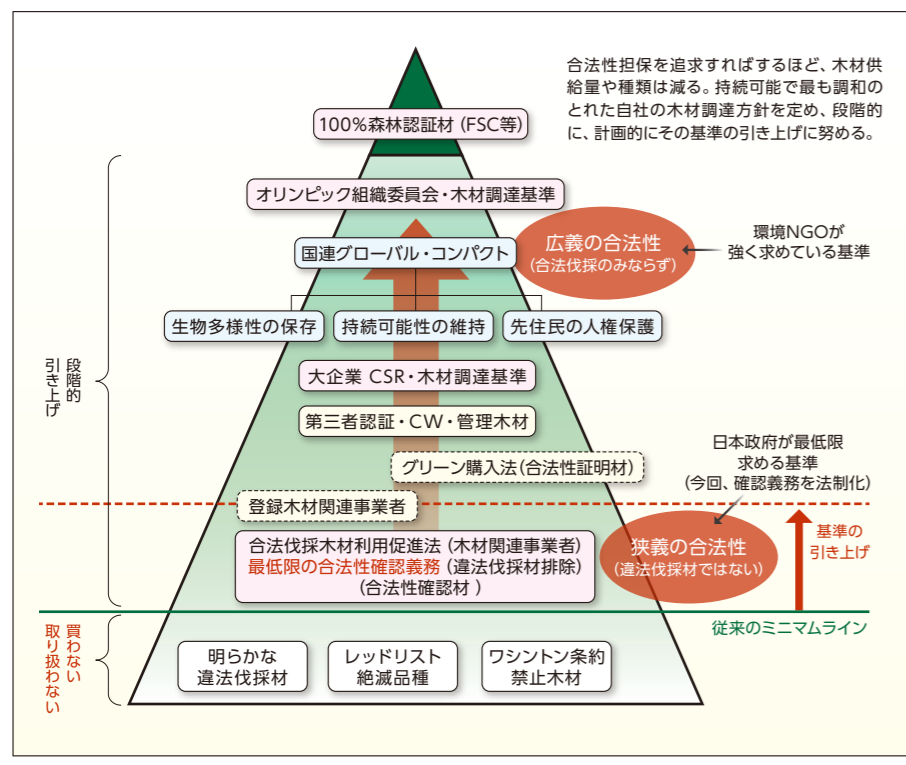
日本木材輸入協会 専務理事 岡田 清隆氏

図2. 合法性確認の方法（第一種・第二種木材関連事業）



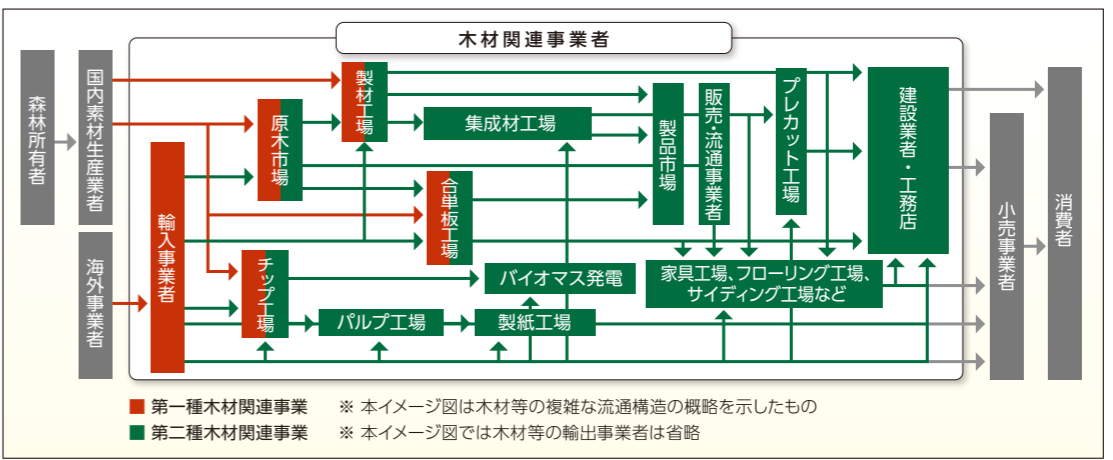
出所：農林水産省、経済産業省、国土交通省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（グリーンウッド法）の運用案について」を基に作成

図3. 合法木材ピラミッド



出所：日本木材輸入協会の資料

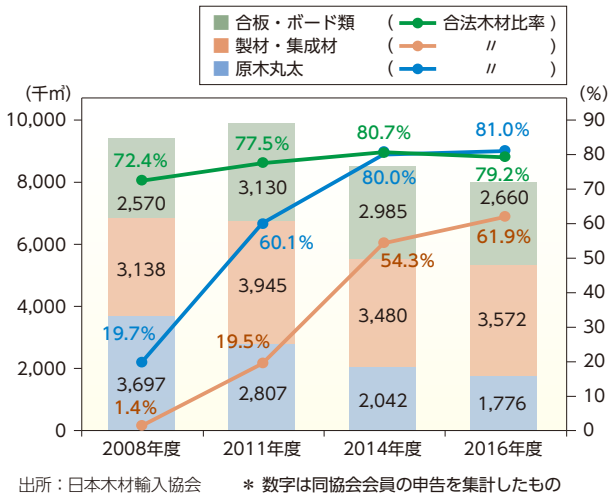
図1. 木材関連事業者の範囲 (イメージ)



出所：農林水産省、経済産業省、国土交通省「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（グリーンウッド法）の運用案について」

*1 対象物品の詳細については「建材マンスリー」2017年7月号P10を参照
*2 <http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

図4. 品目別輸入量と合法木材の比率



「登録木材関連事業者制度」の仕組み

合法木材の利用を適切・確実にしている木材関連事業者は、登録実施機関に申請し、登録を許可されることで「登録木材関連事業者」の名称を用いることができる。登録申請開始は、登録実施機関と登録のマニュアル、審査の詳細などが決まる

新法では、この民間の取り組みを残しつつ、新たな枠組みが作られています。二つのルールの併用のため、少々ややこしくなっただけであり、今後何年かかけて、システムが一本化されることも考えられます」

秋以降になる予定。なお登録に際して、川上の事業者は事業全体を登録するが、川下の事業者は部門ごと、部材・製品ごとの登録が可能となる。

「コメント」

「登録は任意の制度ですが、特に第一種は率先して登録を行ってほしいと国は考えています。登録することによって、高いレベル・意識を持った企業であることが証明され、他社と差別化できるメリットがあります。第二種も登録できます。」

登録事業者はすべての情報をデスクロースすることになります。登録を行った事業者には政府調達を優先するなどの仕組みが今後できれば、登録数もスムーズに拡大するのではないかと考えます」

合法木材は増加傾向

国産材はほぼ合法伐採なので、問題は主に輸入材となる。日本の木材輸入で6割弱のシェアを占める同協会では、品目別の輸入量や合法木材の合計・割合を集計・発表している。それによると、輸入材における合法木材の割合は2016年度が72%。2008年度の28%から大幅に改善

されている(図4)。一方、まだ合法性が証明されないグレー部分が約30%あるので、合法性の確認を促進して、これができる限りゼロにするのが新法の目標の一つといえる。

「コメント」

「日本は木材供給の7割を輸入材に依存しています。今すぐにグレー部分をゼロにすると、十分に木材を買えなくなり、経済的な混乱を起す危険があります。サステナブルな社会の実現には、環境・社会・経済の三つがバランスよく将来にわたって共存し発展していかなばならないので、新しい変革は徐々にやらなくてはなりません。今後、各事業者が確認の努力をすれば、30%の合法性未確認材のうち15〜20%については、何らかの確認ができるようになるでしょう。そしてどんなに調べても合法性が確認しきれない、確証が持てない部分をも最後に1割程度残るとすれば、政府としてはまずはそれが何なのかを把握したいのと、必要があれば政府自らが産地調査等を行い、違法伐採リスクの有無の確認ということもあり得るでしょう。」

合法性確認の上でいつまでもグ

流通業、工務店の対応は？

「グリーンウッド法」は「規制法」ではなく「促進法」なので、合法木材の確認も登録制度も任意となっている。サプライチェーンの川上では関心度が高いが、受動的な作業しか求められていない川下では関心度は低いといわれる。それぞれ対応には差があるが、今後、合法木材利用の流れが変わることではないので、まだ取り組んでいない事業所は早急に対応する必要がある。」

「コメント」

「川下の事業者は、グリーンウッド法を高いレベルで順守しようという企業と組み、取引をすることが良い選択だと思っています。新法がバージョンアップして、制度として完成してから対応を考える、というのは遅すぎます」

【こうき・しん】

好木心

vol.30

1989年 ギネス認定の 「世界一長いベンチ」



石川県
志賀町・
増穂浦

写真提供 = 志賀町商工観光課



能

登半島の西側にある増穂浦。約4kmにわたる海岸線は天然の白砂と透き通った海が美しく、「サンセットヒルイン増穂」と呼ばれる夕日の名所としても名高い。

そんな海岸線を望むように設置されているのが木造の「世界一長いベンチ」だ。その名の通り1989年にギネス認定されたこのベンチは、1346人が一斉に座れる長さを誇る。地元住民の「多くの人に日本海に沈む美しい夕日を見てほしい」という思いを受けて、87年に延べ830人のボランティアによって組み立てられた。現在は世界一の座を他のベンチに譲っているものの、名前は当時の思いと共にそのまま残っている。

全長460.9mの木材の総使用料は8.79トン。木材は石川県の県木であるアテ材を使用している。「アテ」は地方名で、ヒノキ科のアスナロの変種・ヒノキアスナロを指し、近年では「能登ヒバ」とも呼ばれている。独特の強い香りがあり、耐久性、耐水性に優れ、住宅の土台材などに用いられる木材だ。潮風で塗装が剥げ落ちるのが難点だが、地元の児童や生徒、観光協会などの呼びかけにより、定期的に色が塗られ、美しさを保っている。

増穂浦は、日本小貝三大名所の一つにもなっており、11月〜3月には「幸せを呼ぶ貝」と言われている桜貝をはじめ、ニシキ貝や忘れ貝などが打ち上げられる。浜辺で貝拾いを楽しんだ後は、世界一長いベンチに座って夕暮れ時の眼下に広がる日本海と空が夕焼けに染まった景色に浸るのもまた格別である。

注目企業を訪ねる

付加価値創造に挑戦

ユーザーの要望と真摯に向き合い 理美容はさみ業界で躍進

株式会社グリーンマウス



取締役

柳平 辰氏

本社 ● 千葉県鎌ヶ谷市佐津間1048
創業 ● 2002年
資本金 ● 300万円
従業員 ● 5名
事業内容 ● 理容・美容ハサミの製造、販売

修理という角度を変えた
アプローチで販路開拓に成功

「高い技術力を持っていても、消費者にPRできなければ話は始まらない。試行錯誤の末、技術力+付加価値のアイデアでユーザーの心をつかむことに成功したのが、理美容はさみメーカーの株式会社グリーンマウスだ。現在ではカリスマ美容師や大手美容室チェーンとのコラボで高品質なはさみを提供する人気メーカーとなっているが、実は起業した当初は苦難の連続だったという。

「腕のよい技術者たちと独立起業したので、はさみの品質には自信がありました。しかしまったく売れない。すべての道具が購入につながるわけではないが、返却の際に返ってくる、もう少し持ち手の角度があるといい」などの細かな要望は同社の財産だという。

「要望があるという事は、これが改善されれば購入はすぐそこということ。消費者の意見が、商品のレベルアップに役立っています。修理に関しても、自社の商品しか行わないメーカーが多い中、私たちはあらゆるメーカーの修理を引き受けます。これも、技術力を磨く糧になっているんです」

攻めの姿勢で
新分野のはさみの開発にも着手

「同社では現在、使われなくなった理美容はさみを東南アジアで活動する民間国際協力団体に寄付している。各美容室で捨てられずに保管されているはさみを引き取り、修理を施し、貧しい子どもたちの職業訓練施設で役立ててもらっているのだ。

「はさみで人の役に立てることはないかと、ずっと模索していました。日本の美容師も、自分が力になれてうれいしと協力的です。これらのはさみは、東日本大震災で道具を失った美容師にも寄付しています」

「千葉県打刃物連絡会で活動し、伝統技法の継承事業や海外への販路開拓などに

ここが注目ポイント

短納期・修理メモ・細やかな
対応で理美容師の心をつかむ

使わなくなったはさみを修理、
寄付し、社会に貢献

トリマー用や動物医療用など
はさみを軸に新天地を開拓



寄付されたはさみを使うカンボジアの職業訓練施設



アフターケアも万全(3,000円〜)。研ぎに出すタイミングを診断するガイドも提供



修理したはさみに、使用上の注意などをアドバイスするメモ「メンテナンスノート」を付けて返却



4万円以下のベーシックスタンダードからハイグレード、セミオーダーまで幅広いラインアップ。写真は軸を圧倒的に強くしたOrfeu(オルフェ)シリーズ

「代理店経由で販売される理美容業界で、無名な弊社は代理店に見向きもされず、販路を絶たれていました。モノさえよければ売れると考えていたのが甘かったですね。代理店がダメなら直販しようと地元を営業しましたが、門前払いが続き、最初の2年は眠れない日々が続きました」

「そこで発想を転換し、まずは販売ではなく修理から請け負う方法に舵を切る。従来の代理店経由では、修理に3週間かかるが、同社はこれを3日で仕上げた。大切な仕事道具であるはさみの修理が3日で終わり、しかも技術は確かと美容師の間で評判となり、修理の依頼が増えていった。

「同じ頃、車検のように修理したはさみにも修理内容などを伝えるメモを付けてみてはどうかと思いつきました。シンプルな方法ですが、この業界では行われておらず、はさみのプロによるアドバイスということに好評をいただきました。また、修理期間中には当社のはさみを貸し出すことで、商品のPRにもつながりました」

「ロミから徐々に製品の売り上げも伸びた。起業当時は10丁あれば良い方だった月間売上が、現在では500丁を超える。購入前の「3日間無料お試しサービス」も開始。購入決定後は指のサイズや癖を考慮したセミオーダーにも対応する。すべてが

も力を入れている。若い人材へのPRと育成を目指し、短期間で技術取得などにも取り組んでいきたいという。起業から15年。当初は地域密着型だった直販体制も、全国からのニーズに応えるべく、現在は代理店との協力的体制も取っている。

「今後も立ち止まらず攻めの展開を図っていきたくですね。3年前から開始しているのが、トリマー用のはさみの販売です。今、ペット業界が活況ですが、トリマー用の道具はその人気に進化が追い付いていませんでした。そこで、理美容はさみの技術を生かせると参入を決めました」

「しかし最初は、「切れない」と不評だったという。動物の毛は人間の髪より細く柔らかいため、高品質な人間用のはさみでも切りにくいのだ。そこで理美容はさみの時と同じようにアプローチし、トリマーの要望を丁寧に聞き取りながら改善を重ねた。現在では理美容はさみの販売および修理と肩を並べる、同社の柱となっている。

「来年からは、動物の医療用はさみの製造にも着手する予定です。分野が違いますが、初めての挑戦となり困難がありますが、ユーザーの声と真摯に向き合いながら技術力を磨けばよい商品が必ずできる。今後その姿勢を変えず、高付加価値の商品を生み出していきたいですね」

国内最大の「サービス付き高齢者向け住宅」 「エレガノー西宮」開発に着手 ―住友林業グループ

● 神鋼ケアライフを住友林業グループ傘下に

住友林業(株)は、有料老人ホームの運営を行う連結子会社(株)フィルケアを中心に、介護事業の規模拡大を推進している。事業拡大の一環として2017年4月に、(株)神戸製鋼所の連結子会社である神鋼ケアライフ(株)の発行済株式66.7%を取得し、住友林業グループ傘下に置いた。

神鋼ケアライフは1991年からシニアビジネスに取り組んでおり、神戸市を中心に介護付有料老人ホーム3ホーム、在宅介護サービスの事業所7拠点を展開している。今回の株式取得は、超高齢社会の進展による介護市場拡大と、医療・介護保険制度改革を背景にしたニーズの多様化に早急に対応するため、介護事業の業容拡大を目指すものだ。

今後は神鋼ケアライフが運営する大規模・医療連携型の自立の方から入居できる有料老人ホームに加え、介護保険外のサービスも含めた在宅介護サービスへ進出し、認知症対応や医療的サービス等の介護ニーズの多様化に対応できる体制を整える。

● 脳ドック検診サービスなど充実した医療支援

神鋼ケアライフではこのたび、新たな高齢者住宅「エレガノー西宮」(兵庫県西宮市)に開発着手した。RC造地上14階建て総戸数309戸の本施設は、国内最大の「サービス付き高齢者向け住宅」となる。自立している高齢者はもちろん、要支援・要介護状態の高齢者も、幅広く入居を受け入れる。

本施設は、住友林業が培ってきた住まい、木や植栽の緑の効用に関する知見を生かしつつ、神鋼ケアライフの

20年以上にわたるノウハウに、独自に体系化した健康寿命向上につながる新たな取り組みを加え、進化した高齢者の住まいを提供する。ソフト・ハードの両面から、介護が必要になっても高齢者が住み続けられ、安心して暮らせるサービスを提供する新たな施設を展開していく。

■ 施設の特徴

1. 協力医療機関と連携した医療支援

協力医療機関と連携し、適切な医療支援を行う。同一建物内にはクリニック(テナント)の内科医が常駐し、認知症専門医とも連携を図る。施設内には24時間体制の看護師2名が常駐。

2. 「予防」「健康寿命向上」への取り組み

● 全入居者への脳ドック(MRI)検診サービス実施

MRI診断の結果を踏まえ、認知症専門医が認知症診断や日常生活への具体的アドバイスを行う。

● 多彩なプログラムで健康寿命を向上

MCI(軽度認知障害)の予防に効果的とされる十数種類のスポーツ系・文化系プログラムを、熟練した技術を持つ専門家の講師により提供。

● 要介護状態でも「自主的に」生活できる空間設計

要介護入居者が、自立者と同様に生活できる空間を実現。「緑・外気を自由に楽しめる屋上庭園」「大アクティビティスペース」「落ち着いた過ごせるケアカフェ」など、五感を刺激する充実した空間を各介護フロアに設計。

■ 「エレガノー西宮」施設概要

所在地：兵庫県西宮市津門大塚町(アサヒビール工場跡地の一部)
最寄り駅：阪急「阪神国道」駅徒歩3分、阪急「西宮北口」駅徒歩16分、JR「西宮」駅徒歩11分
敷地面積：10,427.65㎡(3,154.37坪)
延床面積：28,509.21㎡(8,624.05坪)
構造：RC造地上14階建(14階建2棟、5階建1棟)
着工・竣工：着工 2018年6月予定/竣工 2020年2月予定/開設 2020年5月予定
居室数・面積：一般居室219戸(最多面積61㎡)、介護居室90戸(最多面積23㎡)、総戸数309戸
入居金予定額：一般居室3,800万円～(平均6,000万円程度)
総投資額：約100億円



〈エレガノー西宮外観イメージ〉

編集室より

■ 弊社ホームページに特集ページのみを掲載中です。

<http://sfc.jp/mokuzai/kenzaimonthly/>

■ 広告掲載・誌面に対するご意見、ご感想は
建材マンスリー編集室専用アドレスまでお寄せください。

kenzai-monthly@sfc.co.jp

住友林業株式会社 木材建材事業本部 事業企画部

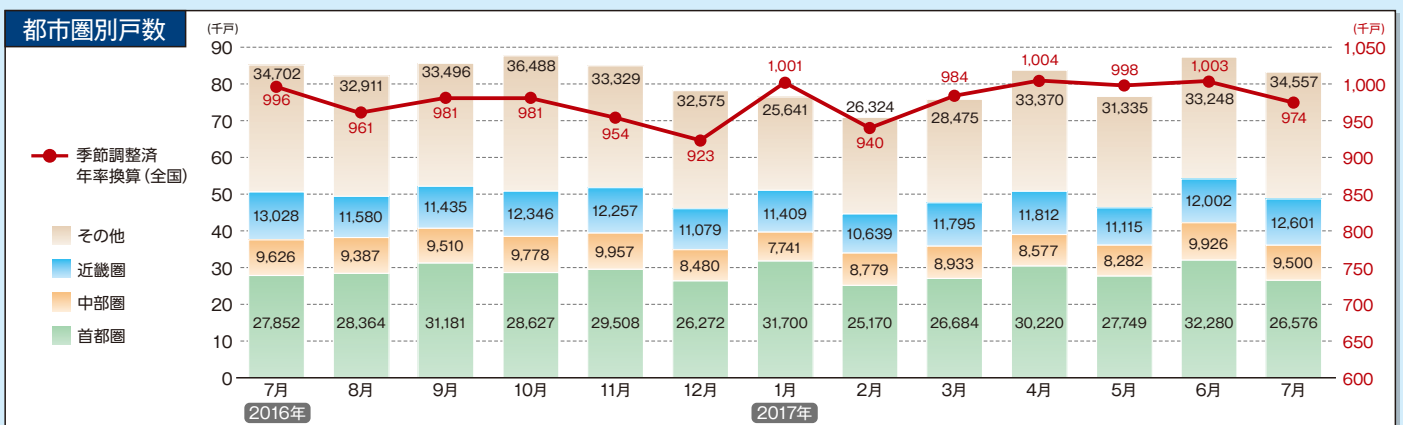
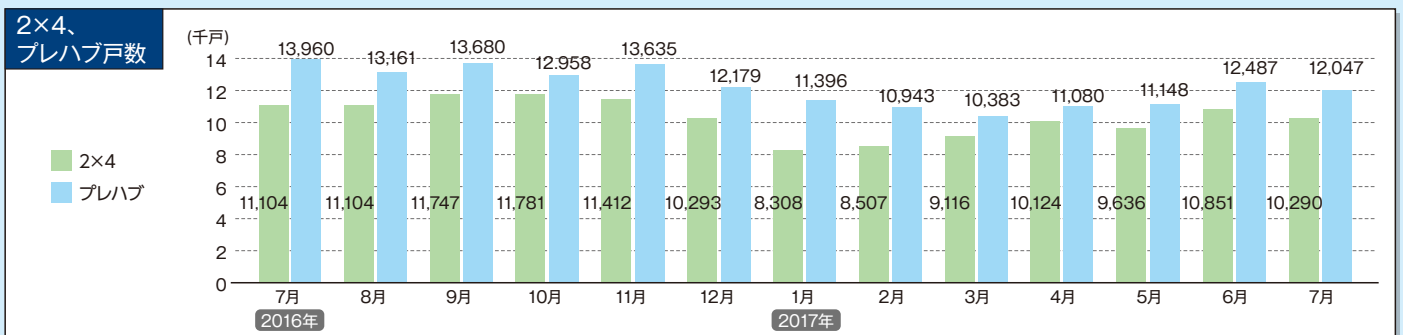
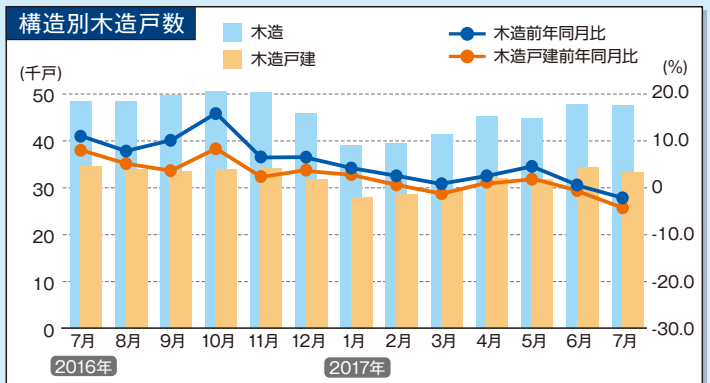
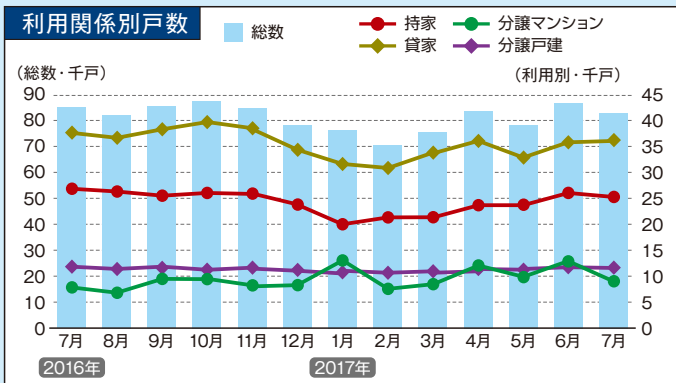
今号の注目企業でトリマー用のはさみの話がありましたが、我が家も愛犬2匹を毎月トリミングに出しています。カットとシャンプー(グルーミング込)で1匹6,000円。オプションでバックや炭酸泉などもあり、人間顔負けのお値段とメニューに「お犬様時代」再来を感じます。そんな傍ら1,000円カットに並んでいる世の中のお父さんたち。華やかな世界はこのような人たちの努力と我慢で支えられているのかもしれない。(M)

表紙：住友林業(株)住宅事業本部 福山支店 みどりまち住宅展示場

* 家具などのインテリア品は実際の展示と KENZAI MONTHLY SEPTEMBER 2017 10
異なる場合があります

2017年7月の新設住宅着工戸数 単位：戸 ▲は減

		7月				6月	5月	4月	
		対前年同月比		対前々年同月比					
新設住宅計		83,234	▲ 1,974	▲ 2.3%	4,971	6.4%	87,456	78,481	83,979
建築主別	公共	1,696	75	4.6%	▲ 404	▲ 19.2%	1,491	926	1,627
	民間	81,538	▲ 2,049	▲ 2.5%	5,375	7.1%	85,965	77,555	82,352
利用関係別	持家	25,370	▲ 1,540	▲ 5.7%	▲ 26	▲ 0.1%	26,037	23,846	23,751
	貸家	36,365	▲ 1,380	▲ 3.7%	2,388	7.0%	35,967	32,956	36,194
	給与住宅	462	▲ 194	▲ 29.6%	▲ 189	▲ 29.0%	476	332	326
	分譲住宅	21,037	1,140	5.7%	2,798	15.3%	24,976	21,347	23,708
	うちマンション うち戸建	9,059 11,708	1,196 ▲ 155	15.2% ▲ 1.3%	1,635 1,121	22.0% 10.6%	12,942 11,817	9,823 11,287	12,097 11,504
資金別	民間資金	74,665	▲ 1,495	▲ 2.0%	6,640	9.8%	77,575	70,551	75,187
	公的資金	8,569	▲ 479	▲ 5.3%	▲ 1,669	▲ 16.3%	9,881	7,930	8,792
	公営住宅	1,623	509	45.7%	11	0.7%	1,252	885	1,220
	住宅金融機構融資住宅	3,637	▲ 231	▲ 6.0%	▲ 516	▲ 12.4%	4,039	3,563	3,515
	都市再生機構建設住宅	0	▲ 328	▲ 100.0%	▲ 243	▲ 100.0%	0	6	352
	その他住宅	3,309	▲ 429	▲ 11.5%	▲ 921	▲ 21.8%	4,590	3,506	3,705
構造別	木造	47,685	▲ 1,008	▲ 2.1%	3,810	8.7%	47,786	44,761	45,205
	非木造	35,549	▲ 966	▲ 2.6%	1,161	3.4%	39,670	33,720	38,774
	鉄骨鉄筋コンクリート造	253	▲ 202	▲ 44.4%	109	75.7%	814	246	508
	鉄筋コンクリート造	20,062	▲ 216	▲ 1.1%	886	4.6%	22,577	20,091	25,202
	鉄骨造	15,060	▲ 571	▲ 3.7%	159	1.1%	16,111	13,237	12,923
	コンクリートブロック造 その他	85 89	4 19	4.9% 27.1%	24 ▲ 17	39.3% ▲ 16.0%	70 98	40 106	40 101



(出所：国土交通省ホームページ http://www.mlit.go.jp/statistics/details/jutaku_list.html)

JSP

建材トップランナー制度対象製品

押出法ポリスチレンフォーム断熱材
平成34年度目標値0.03232W/(m・K)

限界を超越した断熱性能

スラフォーム^{エスエフ}

押出法ポリスチレンフォーム
JIS A 9521 (XPS3aD)・
JIS A 9511 (A-XPS-B-3a)

熱伝導率
0.022
W/m・K (23℃)

- ▶ 吸水性が低く安定した性能
- ▶ ノンフロン・ノンホルムアルデヒド
- ▶ 4VOC基準に適合
- ▶ 曲げ強度(靱性)に高い性能

「高断熱性能」と「効率化」を望むなら、この組み合わせ!!

ムダなくスッキリ効率的な施工を実現!!

対応製品 **スラフォーム & スラフォーム^{エスエフ}**

大引間割付断熱工法

CADデータ対応!!
「CEDXM」、「DXF」形式



▶ 必要なだけの「断熱材」を
プレカットしてお届け

株式会社 JSP 第一事業本部 建築土木資材事業部

ホームページ <http://www.co-jsp.co.jp>

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内3-4-2 (新日石ビル) TEL 03-6212-6363

東日本建材統括部

札幌営業所 TEL 011-231-2681(代)

仙台営業所 TEL 022-262-3271(代)

住宅資材グループ TEL 03-6212-6363

西日本建材統括部

名古屋営業所 TEL 052-962-3225(代)

大阪営業所 TEL 06-6264-7903(代)

広島出張所 TEL 082-568-0566(代)

福岡営業所 TEL 092-411-6854(代)

建材マンスリー
No.623
SEPTEMBER
2017

9

昭和39年8月創刊 第54巻
発行人/福田 晃久
発行所/建材マンスリー編集室
住友林業株式会社 木材建材事業本部 事業企画部

平成29年9月1日発行 (毎月1日発行)
〒100-8270 東京都千代田区大手町1-3-2 (経団連会館)

通巻623号
TEL 03-3214-3280 FAX 03-3214-3282